

平成16年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成16年12月24日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第62号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第3 議案第67号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第69号 平成15年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第76号 平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第77号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第85号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第73号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第74号 平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第75号 平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第81号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第82号 平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第83号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第84号 平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第2号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第63号 西濃環境整備組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第17 議案第64号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第18 議案第65号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第19 議案第66号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第20 議案第68号 瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第70号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第71号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第78号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第79号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第25 議案第72号 平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第80号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 発議第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書について
- 日程第28 発議第10号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について
- 日程第29 発議第11号 30人以下少人数学級の実現を求める意見書について
- 日程第30 発議第12号 下水道整備促進特別委員会設置に関する決議について
- 日程第31 発議第13号 地域防災対策特別委員会設置に関する決議について
- 日程第32 発議第14号 公共交通対策特別委員会設置に関する決議について
- 日程第33 発議第15号 夢のまちづくり都市計画特別委員会設置に関する決議について
- 日程第34 発議第16号 行財政改革特別委員会設置に関する決議について
- 日程第35 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第35までの各事件

- 追加日程第1 下水道整備促進特別委員の選任
- 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第3 地域防災対策特別委員の選任
- 追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第5 公共交通対策特別委員の選任
- 追加日程第6 閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第7 夢のまちづくり都市計画特別委員の選任
- 追加日程第8 閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第9 行財政改革特別委員の選任
- 追加日程第10 閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第11 発議第17号 松野幸信市長に対する問責決議について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治

13番 山本訓男
15番 星川睦枝
17番 土屋勝義
19番 西岡一成

14番 広瀬捨男
16番 棚瀬悦宏
18番 澤井幸一
20番 山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

議員から提出のあった議案をお手元にお配りしております文書表のとおり受理しましたので、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第62号から日程第 7 議案第85号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第62号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少についてから日程第 7、議案第85号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 議席番号12番の藤橋礼治でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、ただいまより総務常任委員会に付託された議案の審査の結果を報告いたします。

まず、議案第62号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について報告いたします。

本議案は、岐阜県市町村会館組合を組織する市町村のうち、恵那郡坂下町、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町及び同郡蛭川村が恵那市に合併するため、同組合を脱退するものです。

議案に対する質疑もなく、採決の結果、議案第62号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容は、生活保護嘱託医報酬月額 7 万 1,000円を生活保護嘱託医報酬月額 5 万 6,900円と特別障害者手当等審査嘱託医報酬月額 1 万 4,100円の 2 項目に分けて明確にする改正と、

保育士嘱託員の報酬額を16万円から17万円に引き上げるもの、また同表の身体障害者相談員の項を削除するものです。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第67号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号平成15年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成15年度の一般会計決算状況は、歳入153億 8,453万 4,000円、歳出141億 4,679万 1,000円であり、歳入歳出差引額は12億 3,774万 3,000円の黒字となりました。

決算は、瑞穂市誕生の5月1日から3月31日までの11ヵ月分であり、合併に伴い旧町から引き継いだ平成14年度及び15年度4月分の未収金、未払い金及び歳計剰余金が含まれ、通常年の決算状況とは異なることとなりました。

歳入決算の特徴として、市みずからが賄うことができる自主財源と国や県からの配分による依存財源とに区分すると、自主財源は86億 222万 3,000円、依存財源67億 8,231万 1,000円となり、歳入の主なものは市税56億 7,115万 9,000円、市債27億 1,300万円、諸収入15億 4,753万 5,000円、地方交付税13億 1,813万 3,000円などとなっています。

また、歳出決算の特徴として、総務費31億 1,319万 9,000円、教育費29億 4,641万 2,000円、民生費27億 6,057万 8,000円、衛生費17億 2,409万 1,000円、土木費15億 9,783万 5,000円となり、総務費では全庁LANシステムの整備、コミュニティーバスの導入、公共施設整備基金の積立金、教育費は生津ふれあい広場整備事業などが主なものです。民生費については、平成15年度から新たに支援費が始まり、市制移行に伴う児童扶養手当扶助費、生活保護扶助費と合わせて財政需要の増加の一因となりました。衛生費では、合併処理浄化槽設置整備補助金、空き缶回収器の設置、西部複合センター建設、土木費は県道北方・多度線周辺市道整備、下犀川橋梁かけかえ工事業初め積極的に市道整備に促進を図ってきました。

本案について、主な質疑は次のとおりです。

市民税・固定資産税の滞納者について強制執行を行う場合の基準はあるのか、また実施した件数はどれだけかという質疑について、別段基準は設けていませんが、法律に定められた手続を経て、特に滞納額が50万円以上の人を対象として納税相談を行ったり、また分納誓約書を徴取するなどしており、15年度については滞納処分として差し押さえを71件行った旨、答弁がありました。

納期限後に催促しているのかという質疑について、法で決められた督促状のほか、年2回催告書を発送しているとの答弁もありました。

資産があるにもかかわらず支払わないのか、本当に支払う能力がないのかと。中身についてどうかという質疑については、事前に調査を十分行い執行停止をかけるとか、一方的に行わないようしている旨、説明がありました。

資産を保有している債権者については、差し押さえを行う旨、答弁がありました。

積立金16億円の内容はという質疑について、目的基金の統合により公共施設整備基金への積立金11億 4,262万 3,000円が積立金の中で主なものであるとの答弁がありました。

固定資産税の 1,000万円の不納欠損額について及び守秘義務は守られているのかという質疑について、不納欠損額の内容は、法人の倒産の例が多く占めている。また、守秘義務について、特に税務課職員には地方公務員法と地方税法の二重に義務を課せられており、職務上知り得た情報の取り扱いについては注意を払いながら事務を行っている旨、説明がありました。このことについて、改めて徹底を図っていく旨、答弁がありました。これに対して、なお一層の守秘義務の遵守を徹底するよう意見がありました。

地方分権による事務の権限移譲について質疑があり、権限移譲について受ける事務は交付金以上の費用がかかるため、今後は内容について十分精査し、疑義が生じた点について改めて県に対して要望等を行っていく旨、説明がありました。

次いで、地籍調査については、官民、民民の境界を明らかにすることによって地籍が明確となり、適正な税の確定、境界査定不要など大きな効果をもたらすことから、今後も順次進めていく考えである旨、答弁がありました。

庁舎周辺の駐車場用地の借上料について質疑があり、市役所庁舎周辺で1坪当たり月 660円を支払っている旨、答弁がありました。

次いで、行政推進チームが取り組んでいる四つの課題について調査・研究を進めているが、調査結果の報告はされているのか。また、自治会の掲示板について、要望すれば設置されるのかという質疑について、行政推進チームが取り組んでいる四つの課題についての内容を、来る12月28日午後3時から職員研修を兼ねて研究発表会を行うことになっております。また、掲示板設置の要望については、各自治会長から申請をしていただき、調査してから設置する旨、答弁がありました。

行政推進チームの研究発表会には一般市民も出席できるかという質疑について、一般市民は対象にしていない。これは職員研修として実施するものであり、御希望によっては、議員の皆さんも出席をお願いする旨、答弁がありました。

次に、桜の木の防除についてであるが、効果が出ていない旨、苦情も聞いている。契約の内容に問題はないのか。効果がないとき、防除の追加はできないのかという質疑について、今後は改めて仕様書の内容を吟味し、防除の適期を確認しながら、現地に合わせて実施するよう指導していく旨、答弁がありました。

総合センターの管理委託について、以前より特定の業者と随意契約している。競争はさせられないのかという質疑について、瑞穂市建設工事等請負業者選考委員会に諮り、特殊事情等を考慮され、検討された結果、選考された業者である旨、説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、今後、行政推進に当たっては、市民サービス向上を最高の条件で予算に盛り込むことで意見が出され、他の委員からも賛成の意見がありました。また、随意契約の件についても、今後、十分検討してほしい旨、意見をつけ加えて、議案第69号は、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第76号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額14億 1,298万 3,000円、歳出決算額14億 1,298万 3,000円、歳入歳出差引額ゼロ円となりました。本特別会計は、公共施設整備予定地を生津多目的広場用地として一般会計に譲渡し、同時に市債未償還額を繰り上げ償還したため、当初の土地取得事業特別会計設置の目的が完了しました。よって、年度末には土地取得事業特別会計を清算した旨、説明がありました。

本案について、採決の結果、議案第76号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出の補正予算額は6億 2,736万 6,000円であり、全体的に人件費が多く出てきますが、人事異動に伴うものと年度末を見込み、それぞれ額を確定させた旨、説明がありました。

まず歳出の主なものといたしまして、総務費では、施設管理公社の民営化に伴う株式会社設立による出資金 1,000万円であります。

消防費、防災費では、瑞穂市用の防災パンフレット作成費として 525万円であります。

公債費では、地方債の繰り上げ償還金として6億 7,547万円あります。

次に、歳入の主なものとしまして、老人保健特別会計の繰入金として、前年度精算金の1億 3,548万円、下水道事業特別会計等の前年度繰越金9億 8,774万円などあります。

本案について主な質疑は次のとおりです。

施設管理公社の業務の一部を民営化することについて、瑞穂市シルバー人材センターと業務の内容が競合するが理事会等で協議がなされたのかという質疑について、施設管理公社の業務の目的が市民からのニーズにそぐわないことで、理事会では民営化のことが課題となっていたが、正規に議題として協議はしていないということであります。

株式会社化の計画内容が明らかにされていないのに予算をつけるのは問題ではないか、損失した場合の責任について具体的に考えているのかという質疑については、市の全額出資で1,000万円を予定しており、そのほかに設立のための事務手続の諸費用として50万円を計上している。経営損失についてはその営利法人の責任となり、もしも市が補てんするようなこととなった場合は、議会と事前に協議を行っていくとの答弁がありました。

株式会社化の計画はまだ十分議論されておらず不透明であるので、調査委託料の50万円だけどうか。議員の中でも熟知していない人もあることから、出資金の計上は来年の予算でもいい

のではないかという質疑について、経営に関しては、市民ニーズにこたえ、無理のない経営を進めて、定款・規則の整備及び出資金 1,000万円の執行については事前の議会に諮り、御協議をいただく旨、答弁がありました。

民生費の保育所費の設計委託料と工事請負費の減額となっている中保育教育センターだけ耐震工事を行い、西・南保育教育センターは実施されていなかったが、中保育教育センターは2年前に大規模改修工事が行われた。耐震構造になっていなかったのか。そして、地方債 6,500万円との関係はどうかという質疑について、中保育教育センターは14年度に大規模改修工事がなされ、耐震構造にはなっていないということです。西・南保育教育センターについては、診断の結果、耐震工事の必要がなくなったことから 6,500万円の減額となった旨、答弁がありました。

次いで防災費について質疑があり、防災パンフレットはどういった内容のものを計画しているのかという質疑について、見本として配付しているが、瑞穂市に当てはめ、見やすく、わかりやすいものにしていきたいと考えている旨、説明がありました。

また、施設管理公社民営化に伴うこと、指定管理者制度に対する条例の制定の関連性についてという質疑に対し、指定管理者制度については平成15年度法律化され、地方公共団体は平成18年度実施するよう規定されています。施設管理公社もその制度に参入できるよう民営化を図っていくものです。このことについて、議会と十分事前協議を行っていく旨、答弁がありました。

議案第77号については、以上のような質疑、討論の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第85号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてであります。

主な議題の内容は次のとおりです。

本議案については、固定資産税に係る減免対象の物件の事務手続の取り扱いの誤りがあったことに対するものであり、市の最高責任者としてみずからその責任を明確にされるものである。この議案には、理解して賛成するものである。しかし、減免された土地の中に市長個人の所有地も含まれていたことについては、市長みずから早い段階で何らかの対応をしてほしいとの意見がありました。

以上のような内容の質疑の後、採決の結果、議案第85号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の審査の内容とその結果について報告いたしました。

最後に、今回の議案すべてを含め、7項目にわたって意見・提案がありましたので、その内

容を申し上げます。

まず1点目であります。決算の認定議案の審査には各担当部長の出席を求め、質疑に対する答弁を願いたいこと。2点目であります。現在市が借り上げ、公共用に供している土地については、順次買収する方向で進めていただきたい。3点目ですが、随意契約で行っている委託料等、契約方法の見直しを図ってほしい。次に4点目であります。補助金の適正化について、農業振興費、障害者福祉費、老人福祉費等の予算執行については内容を十分精査し、適切な予算執行の指導を図っていただきたい。5点目であります。予算計上に当たっては、正確に積算を願いたい。6点目については、市が保有している普通財産の適正な管理と活用を図っていただきたい。最後に7点目であります。市債等の借入先である金融機関の選定については、十分調査し、研究を願いたい。

以上7項目にわたって意見、または提案がありましたことをつけ加え、総務常任委員会の報告といたします。平成16年12月24日、総務常任委員会委員長 藤橋礼治。どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これより議案第62号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第62号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第69号平成15年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

1 1 番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺でございます。

平成15年度瑞穂市一般会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

私は、この15年度の一般会計予算の当初予算案に反対をいたしました。

反対の理由は、まず第1点は、乳幼児医療の無料化を小学校就学前までにしてほしいという多くの父母の皆さんの声を取り上げて、一般質問でも市長に実現を迫ってまいりました。しかし、市長は、いろんな口実を設けて実施されなかったのがこの予算でございます。そういう点では、福祉に冷たい予算であるという立場から反対でございます。

2点目は、道路維持費、さらに道路改良費、予算案では4億3,500万円が計上されておしま

す。その工事内容、どこの地点でどういう内容の工事をやるのか、予算案の中で審議できる資料の提出を求めました。しかし、それは提出できないという市長の答弁でございました。これは議会の審議を否定し、軽視すると言わざるを得ません。

先日も、議長と議会改革特別検討委員会が連名で市長に質問書を提出して、その中で、予算に関しては詳細な説明書を提出して、しっかり議員が審議できるようにしてほしいという質問書を出しましたけれども、今までどおりでお願いしたいという回答であります。私は、このように住民の声、議員の声が届いていない、こういう予算の内容について反対をいたします。

最後に、執行部に要望を二つしたいと思います。

総括質問でも行いましたけれども、決算というのは、1年間の予算を執行して、それがどうだったかということをしっかり総括して次の予算に生かしていくものだと思います。そういう点では、総括した文書をあわせて提出して認定の審議をしてほしいという要望を出しました。市長の答弁は、検討をするという答弁でございましたが、ぜひ実現をしてほしいというのが第1点の要望でございます。

さらに、一般会計の認定審議を9月の議会でするようにぜひひとつ努力をしてほしい。9月の決算認定を審議する中でしっかり総括し、次の予算に生かしていく。そういう立場からも、9月の議会に審議できるようぜひ要望したいと思います。

以上2点の要望をつけ加え、反対の討論といたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第69号平成15年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これより議案第76号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 1年前の記憶というのは、原案に対してどういうふうな態度をとってきたのか、記憶が定かでない部分もありますけれども、思うにこの議案の中身というのは、生津のふれあい広場の土地に係る議案であると思っております。基本的には目的のない土地の購入については反対ということで、一般会計についても反対をしたというような記憶がございますので、それとのかかわりの中で反対ということで態度を明らかにしておきたいと思っております。以上であります。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第76号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これより議案第77号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第77号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第85号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第85号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第73号から日程第14 議案第84号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第8、議案第73号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議案第84号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 小川勝範君。

産業建設常任委員長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の了解をいただきましたので、ただいまから産業建設常任委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会に付託されました案件は、議案第73号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第83号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）、議案第84号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の7議案でございます。

次に、審査の経過について申し上げます。

12月17日、産業建設常任委員会を開催し、付託されました案件について、水道部長、都市整備部長、上水道課長、下水道課長、産業経済課長、都市開発課長、都市管理課長の出席を求め、細部にわたり詳細なる説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。その審査の内容及び結果について、議案に沿って簡潔に申し上げます。

まず議案第73号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算書及び決算事業報告書に基づき説明を受け、歳入総額8億5,894万7,000円。その内訳は国庫支出金が3億640万円、一般会計から繰入金1億5,385万3,000円、諸収入が3,559万4,000円、下水道債が3億6,310万円であり、また歳出総額8億4,425万9,000円となっており、内訳は人件費など総務費2,857万1,000円、委託費・工事費など下水道費が7億6,860万6,000円、下水道債返済元金利子・公債費が4,708万1,000円となっております。平成9年度より着手した西地区特定環境保全公共下水道事業は、認可処理計画面積が133ヘクタールのうち、本年度18.69ヘクタールが整備され、平成14年度までの整備面積と合わせますと112.69ヘクタールとなり、計画の約85%が整備されました。処理施設については、全体処理能力の半分が完成し、平成16年4月供用開始をしております。質疑、討論はありませんでした。

続きまして、議案第74号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算書及び決算事業報告書に基づいて説明を受け、歳入総額2,611万2,000円。その内訳は使用料及び手数料が824万8,000円、一般会計から繰入金1,612万5,000円、諸収入が173万9,000円であり、また歳出総額2,440万7,000円となっており、内訳は処理施設の維持管理費等で980万8,000円、下水道債返済元金利子・公債費が1,459万9,000円となっております。平成9年度に供用開始をした施設は、機械の異常の対応策として電話回路による通報で対応してはりましたが、今年度は財団法人ソフトピアジャパンより公共モデル推進事業補助を受け、他の施設と同様に一括集中管理といたしました。質疑、討論の中で、保守管理委託料の契約方法について質疑がありました。

次に、議案第75号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳

出決算の認定については、決算書及び決算事業報告書に基づいて説明を受け、歳入総額 8 億 9,696万 7,000円、その内訳は受益者負担金が 1,867万 7,000円、使用料及び手数料が 329万 2,000円、国庫支出金が 5 億 5,701万 7,000円、一般会計からの繰入金 が 1 億 3,073万 5,000円、諸収入が 6,597万 4,000円、衛生債が 1 億 2,100万円であり、また歳出総額 8 億 7,981万 7,000円となっております。内訳は、人件費、水処理施設維持管理費、駅西会館維持管理費などの総務費が 5,357万 8,000円、委託費・工事費の下水道費が 3 億 3,853万円、一般廃棄物処理事業返済利子・公債費が 1,476万 6,000円、合併により平成14年度国庫補助金未収金分の旧町借入返済金が 4 億 7,294万 2,000円となっております。平成15年度 4 月に供用開始したコミュニティ・プラント事業は接続率が低く、新たに供用開始する地区も含めて接続率の向上に努めるという説明を受けました。質疑、討論はありませんでした。

続きまして、議案第81号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御報告いたします。3 億 2,224万 3,000円の総予算額に歳入歳出それぞれ55万 7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ 3 億 2,280万円とする補正予算であります。

補正の内容は、歳出総務費が、職員手当55万 7,000円を増額し、当初、下水管理システムは下水道課のみの使用で計画していた。平成16年度において、庁内情報化連絡協議会の統合型GIS部門が設置され、その中で調査・検討により全庁的に取り組む必要があるとの結果により、事業を先行する下水道課がサーバーを購入することになったため、委託料 194万 4,000円を減額し、備品購入費 194万 4,000円を増額するものであります。契約については、今後、保全管理の重要点からプロポーザル方式、いわゆる総合評価型方式で決定したとの説明がありました。その財源である歳入は、現年度繰越金 968万円増額し、一般会計繰入金 913万円を減額するものであります。質疑、討論はありませんでした。

続きまして、議案第82号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については、2,601万円の総額予算から歳入歳出それぞれ10万 7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,590万 3,000円とする補正予算であります。

補正の内容は、下水道特別会計と同様の理由により、歳出、農業集落排水事業費の委託料を 27万 3,000円減額し、備品購入費16万 6,000円を増額するものでございます。その財源である歳入は、前年度繰越金70万 4,000円を増額し、一般会計繰入金81万 1,000円を減額するものであります。質疑、討論はありませんでした。

続きまして、議案第83号平成16年度下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第 1 号）について、2 億 2,134万円の総額予算で歳入歳出それぞれ44万 9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ 2 億 2,178万 9,000円とする補正予算であります。

補正の内容は、下水道特別会計と同様の理由により、委託料の下水道台帳作成業務委託料89万円を減額し、備品購入費89万円を増額するものであります。その財源である歳入は、前年度

繰越金 1,187万 9,000円を増額し、一般会計繰入金 1,143万円を減額するものであります。質疑、討論はありませんでした。

続きまして、議案第84号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）については、平成16年度見込み及び執行額が確定したことにより予算の調整を行ったもので、収益的収入は、営業外収益で消費税還付金が50万 4,000円の増額であり、一方、収益的支出は営業費用で71万 5,000円の増額であり、また資本的収入では水道加入者が当初の見込みより減少したため、加入金の減額 1,092万円が見込まれました。一方、資本的支出は、建設改良費で古橋地内の新水源地用地費の額の確定により減額及び加入者減に伴う水道メーター購入の減少として、合わせて 1,087万 2,000円を減額いたしました。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 4億 181万 6,000円は過年度分損益勘定留保資金 3億 8,703万 3,000円、当年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,478万 3,000円で補てんするものであります。質疑、討論はありませんでした。

以上が主な内容で、次の審査の結果を申し上げますと、議案第73号、74号、75号は、原案どおり認定するものであると全員一致をもって決定いたしました。議案第81号、82号、83号及び議案第84号については、原案どおり可決すべきものであると全員一致をもって決定いたしましたので、会議規則第39条第1項の規定により御報告申し上げます。平成16年12月24日、産業建設常任委員会委員長 小川勝範。

議長（土屋勝義君） これより議案第73号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第73号平成15年度瑞穂市下水道事業特

別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これより議案第74号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第74号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第75号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第75号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第81号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第81号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第82号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 先ほど委員長から一々御報告がありましたが、総体的な委員長報告の中でひとつお尋ねしたいと思います。

議案第81号、82号、83号、84号の4議案につきましては、原案どおり可決すべきであるという御報告はいただきました。しかし、73号、74号、75号については全員賛成で可決だという御報告があったんですけれども、なぜ4議案は賛否をとらなかったか。とったとしても、内容について報告が明確ではないということでございますので、その辺について明らかにしていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 産業建設常任委員長 小川勝範君。

産業建設常任委員長（小川勝範君） お答えさせていただきます。

山田先生の質問の内容がわかりませんので、もう一度質問をしていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 山田隆義君、自席で。

20番（山田隆義君） 今、委員長から内容がわからないというお尋ねでございますので、私が内容がわからぬのでお尋ねしておるわけです。ということは、委員会へ付託をしたということは、専門委員会でございますから、そこでしっかり精査をして、議論を闘わせながらその中身だけ審議をし、最終的には委員会として全員賛成で可決すべきか、また賛成多数で可決すべきかということを、私は委員会として明らかにしていただきたいと思います。ところが、全部の議案が原案どおり可決すべきであるという報告ならばそのように理解できるわけでございますが、73号、74号、75号については賛否をとられて全員賛成、可決ということでございますが、後段の四つの議案については原案どおり可決すべきであるという委員長の報告であるので、中身について全員可決なのか、一部反対で意見があって、賛成多数で可決すべきであるのか、その辺の中身を聞きたいわけです。

以上、そういうことでございます。

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

産業建設常任委員長（小川勝範君） もう一度説明をいたします。

議案第73号から84号までは、すべての委員さん方に御了解をいただきまして、全員一致で可決しております。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第82号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第83号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第83号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第84号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第84号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 発議第2号から日程第24 議案第79号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第15、発議第2号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第24、議案第79号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 棚瀬悦宏君。

厚生常任委員長（棚瀬悦宏君） 議長のお許しをいただきましたので、厚生常任委員会における委員長報告を行います。

まず最初に、さきの9月定例議会において継続審査となっておりました発議第2号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

この案件に対する審査は、11月16日と11月25日の2日間にわたり、市長初め5人の執行部職員に対し出席を求め、開催をいたしました。

本案件は、乳幼児医療費における当市単独上乘せ助成について、外来助成を現行の5歳誕生月の末日までから就学前までに拡大させるものであります。当助成は基本的には県より2分の1の助成がありますが、3歳児以上の外来分については市単独助成となり、現在、当市は3歳・4歳児に対して外来上乘せ助成を行っております。執行部より、乳幼児医療費として平成16年度当初予算で1億1,000万円ほどを見込んでいたが、受診件数において、平成15年度では1人1ヵ月平均1.28回であったのが、平成16年度10月末現在で1.4回に伸びる等、年間で1,200万円ほどの補正が必要となってきている。この現状を勘案して、今回の改正案における予算を試算してみると2,400万円ほどになるのではないかと。また、福祉医療の波及増分として、国保会計に対して一般会計から170万円ほどの歳出が必要となってくるとの説明がありました。

問題の焦点となりましたのは、厳しい財政事情の中、この増額分をどのように捻出していくかでありました。この点について、執行部から、三位一体改革が強行に行われようとしている中、市全体の現予算120数億円を将来的には100億円程度までに圧縮しなければならない状況

下において、どの項目の予算を削り捻出したらよいのか、また増収させることができる項目はないか等を一緒に考え、御提示願えるとありがたいとの意見もありました。これに対し、予算については議会側から提出した議案に伴うものではあるが、編成権は執行部側にあるから、現段階において直接議会側から意見を言うことは差し控えたい。ただし、民生費を中心に全体を見ていただき、バランスのよい予算を組んでいただきたい。来年の3月議会において提出される予算については、前向きに、また協力的に検討したいと申し述べておきました。

以上の点について協議しましたところ、大変厳しい財政事情下ではあるが、近隣市町村の動向も視野に入れて検討した結果、本改正条例案につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと結審を見ました。

続きまして、今回の12月定例議会で議題となりました議案9件につきまして、12月16日の厚生常任委員会において慎重に審査をし、結審を見ましたので、御報告いたします。

議案第63号西濃環境整備組合格約の一部を改正する規約についてを御報告いたします。

本議案は、平成17年1月31日、揖斐郡揖斐川町・谷汲村・春日村・久瀬村・藤橋村及び坂内村が新設合併により、揖斐郡揖斐川町が誕生することに伴い、西濃環境整備組合格約の所要の変更を行うもので、新揖斐川町の人口が約2万7,000人であること以外に、特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第64号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、議案第65号証明書の交付等の事務委託に関する協議についての2議案については関連議案でありますので、一括審査をいたしました。

新執行部より、これら2議案は、平成17年1月31日、揖斐郡揖斐川町・谷汲村・春日村・久瀬村・藤橋村及び坂内村が新設合併により、揖斐郡揖斐川町が誕生することに伴い、証明書の交付等事務委託の廃止及び新たに揖斐郡揖斐川町との事務委託の協議であり、補足説明の後、質疑、討論いずれもなく、採決の結果、議案第64号及び議案第65号については、全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第66号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、平成17年2月7日、武儀郡武芸川町・武儀町・洞戸村・板取村及び上之保村が関市へ編入合併することに伴う証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議であり、補足説明の後、質疑、討論いずれもなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について報告をいたします。

市執行部より、本条例案は、お元気な高齢者が多くなってきていることは非常に喜ばしく誇れることであるが、厳しい財政事情や他市町村の状況も踏まえ、長寿を祝う大きな節目にお祝いしたく、条例の一部を改正するものである旨の報告がありました。

主な質疑、討論は次のとおりです。

喜ばしいことではありますが、高齢者が非常にふえてきていることは間違いなく、こうした事業の見直しも大切ですが、合併して間もないことや、高齢者の方がこのお祝い金を楽しみにし、健康で長生きしていただく上での事業であることから、見直し時期が早いのではないかと。また、子供から高齢者に至る各世代間の福祉施策の中でこの事業をどのように位置づけるかを考え、慎重に見直しを行うべきではないかといった反対の意見がありました。

一方、このお祝い金は、高齢者の方への感謝の気持ちを込めて長寿をお祝いするものであり、大きな節目でお祝いすることでもいいのではないかと。また、今年度から敬老会を自治会が中心となって開催されていることから、これらの開催の助成を含めて検討すればいいのではないかと。また、福祉の施策全体の中で検討することは非常に大切なことであり、敬老会の開催事業などは大切な施策として位置づけしていただきたいが、この長寿のお祝いは感謝の気持ちということでもいいのではないだろうかという賛成の意見がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、可否同数となり、委員長採決により原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は35億 5,359万 8,002円、歳出総額は30億 8,092万 7,259円で4億 7,267万 743円の繰越金となりました。

市執行部より、当該国民健康保険事業の展開に当たっては、公平・適正・効率的運用を図り、安定的運営と保険財政の健全化の推進に努めたこと、反面、高齢者と医療技術の進歩・高度化に伴い医療費が増大し続けていること、さらに長引く社会経済の低迷を反映して、社会保険を離脱して国保加入者がふえ、保険税の未納が多く、現年度分の収納率は90.97%になったなどの説明がありました。

質疑の中で、未納者の短期被保険者証の発行が平成15年度は419名、被保険者資格証明書の発行が195名あることが報告され、未納者対策、納付困難者の救済方法として戸別訪問、集合徴収などによる滞納整理の実施、短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付、納付相談や社会保険への変更に伴う手続などの指導を含め、適正な運営に努めていく旨の答弁がありました。

以上、討論なく、採決の結果、議案第70号は全員一致で認定されました。

次に、議案第71号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は27億 7,594万 9,266円、歳出総額は26億 3,546万 6,273円で1億 4,048万 2,993円の繰り越しとなりました。とりわけ歳出における医療諸費は25億 822万 8,164円でありまして、歳出の95.2%の構成比率を占めています。平成14年10月の老人保健法の改正によって、老人医療受給者の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより受給者が減少したものの、

ほかの医療保険各法による保険者の負担増加傾向となっていることなどの説明が市執行部よりあり、質疑、討論なく、採決の結果、議案第71号は全員一致で認定されました。

次に、議案第78号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,970万5,000円を追加補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,730万9,000円とするものであります。

内容につきましては、まず歳入の主なものは退職者医療療養給付費交付金が8,136万8,000円、平成15年度からの繰越金の確定に伴う3億7,839万5,000円を追加補正するものであります。

次に、歳出の主なものは、療養諸費、高額療養費など給付実績を踏まえ増額すること及び2億8,729万7,000円の国民健康保険基金積立金であることなど、補足説明が執行部より詳細にありました。

以上、質疑、討論いずれもなく、採決の結果、議案第78号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,548万3,000円を追加補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,984万3,000円とするものであります。

内容につきましては、歳入は平成15年度からの繰越金の確定に伴う補正であり、歳出は前年度精算金として一般会計へ繰り出すものであるとの補足説明が執行部より詳細にありました。

以上、質疑、討論いずれもなく、採決の結果、議案第79号は全員一致で原案のとおり可決されました。

以上、厚生常任委員会の審査結果について御報告いたします。平成16年12月24日、瑞穂市議会厚生常任委員会委員長 棚瀬悦宏。

議長（土屋勝義君） これより発議第2号瑞穂市福祉医療助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第2号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号西濃環境整備組合理約の一部を改正する規約についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第63号西濃環境整備組合理約の一部を改正する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第64号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第65号証明書の交付等の事務委託に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第65号証明書の交付等の事務委託に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第66号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第66号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第68号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番 若園五朗ですが、合併して協議に入っている中で、まだ、今回提出された条例案につきまして議会側の方がしっかり把握していないので、具体的なもうちょっと、合併協の時点の話と今回提出された差について、今回提出されたわかりやすい回答をお願いします。以上です。

〔発言する者あり〕

3番（若園五朗君） なら、取り消します。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 議長の許可を得ましたので、3番 若園五朗でございます。

瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例第3条第2号、第3号を削ることにつきまして、反対でございます。

まず一つ、まだまだ執行部と議会が十分審議されておりましたので、十分審議して提

案していただきたかったということでございます。

2点目、款の民生費の予算全体を見てみますと、平成15年度の決算額は27億 6,057万 7,611円、平成16年度の当初予算の民生費の総額を見てみますと33億 9,640万 9,000円でございます。その15年度と16年度の差を見てみますと6億 3,583万 1,389円ということで、非常に1年の差がございます。その中に、特に予算額の差額を見てみますと、社会福祉費が1億 8,230万円、児童福祉費の方が4億 1,735万円の増となっています。委員長報告にもありましたんですが、特に民生費が年々増加の一途をたどっている中で、十分議会側の方へ審議していただいて提出をお願いしたかったということでございます。

3点目、合併協議会におきまして、長寿者褒賞費は3年間はそのまま据え置いて実施という結論になっていますが、このような形で提出されたことについて非常に疑問に思います。

以上の3点をもって、瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例については反対の討論をさせていただきます。合併しまして1年半でございますので、そういうことでございます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男でございます。

私は、ただいま委員長報告のありました68号議案について、賛成の立場で討論をいたします。

この褒賞条例は、先ほど委員長報告にもありましたように、一般会計総予算が今までよりずっと圧縮して、100億まで圧縮されるという厳しい財政状況の中で財源をどこに求めるかということで、一般会計全体、また特別会計も含めてどのように圧縮していくかが大前提になると思います。その中で、この褒賞条例は、いわゆる元気で長生きしたお年寄りが多いということは当市にとっても大変喜ばしいことではあります。財源の厳しい中で節目節目にお祝い金を出すと。それで、88歳が3万円を5万円にして、90と95歳の節目のお祝い金を廃止にすることで、原案どおり賛成といたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

私は、瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

この長寿者褒賞の対象になる皆さんは、日本が戦争に負けて敗戦の中、国土復興のために多くの犠牲を強いり、頑張ってみえた方々でございます。そういう方々の長寿を祝う条例を見直し、削減するというのは、その人たちの気持ちを逆なでをすることになるのではないかと私は

考えます。そういう点で反対をいたします。

さらに、瑞穂市の高齢者に対する施策の中で、敬老会の祝賀会も今年度は市が主催しない、各自治体や団体でしてほしい、さらに予算額も 150万円という大幅な削減をする、こういうような事態になっております。そういう点では、高齢者の皆さんの気持ちをもっと大切にし、福祉を充実していくという立場から逆行している、そういう点があると思いますので反対をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） ただいまの案件について賛成討論を述べます。

まず88歳に3万円を5万円と、元気なうちに早く上げるということで、3万円を2万円追加して拠出していただくということで、原案につきまして賛成いたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例に反対の立場で意見を述べます。

まず、対象者が非常にふえていくのに、早々と総額を切り詰めるというやり方に反対いたします。

平成15年度は 1,290万円使っています。これが平成16年度には 868万円に減っています。平成17年度の予算に 1,308万円、1,000万円以下に抑えたいという意向ですが、必ずしも非常な勢いで予算が伸びているわけではないので、今の段階で早々と総額を切り詰めるというやり方に反対いたします。

第2番目の理由として、予算の使い方に非常にアンバランスを感じます。私は先日、1日で土地に関して3億2,000万円の予算計上にかかりました。一つは生津の土地で1億7,000万円でした。それが終わると4時からの協議会、市民に報告の義務がない産建の協議会ですが、ここで1億5,000万円の予算にかかりました。1日で3億2,000万円土地に使うという審議にかかったわけです。瑞穂市のお金の使い方というのは、当面どうしても必要である土地なら私は反対いたしません、どうしても必要ではないのに、土地には3億円も、審議を急いで予算を使う。そして、生きている人間には2,500万円とか3,000万円とか1,000万円とか、そういう額なのに非常にけちるということは、私は反対いたします。

以上の理由で、瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例に私は反対いたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私は、原案に対しまして反対の立場で意見を申し上げます。

一つは、松野市長は旧穂積町のときから、旧穂積町が栄えたのは、先人の、特に年配の方々の力強い協力があったからこそ繁栄しておるんだ。恐らく旧巢南町の方もそうだと思います。年配の方々の格段の御理解と御協力のもとに、この瑞穂市の繁栄はあるものと松野市長が言われたごとく、私もまさしく立派な町長のお考えだったなあ、かように今も思っております。そういう意味から、1点は、見直していくようなこの原案については反対をしたいと思います。

もう1点は、議会からの代表の監査委員が財源が厳しいと、そういう面をとらえられましたので、その件についても意見を申し上げますが、私が一般質問でも申し上げましたように、この瑞穂市は財政能力は岐阜県下で一番よい、すばらしい財政能力を持っております。そういう市でありながら、幾ら地方分権、三位一体の改革があろうとも、よその市町村は厳しく、時には破綻する市もあるかもわかりませんが、うちが破綻したときには岐阜県下は全部破綻するのではないかなあ。そういう状況下の財政能力のあるところで、福祉の見直しをしていくようなこの議案については、断固として反対をさせていただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立少数です。したがって、議案第68号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例については、否決されました。

これより議案第70号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

15年度の決算を見ますと、差引残額は4億7,267万円あります。16年度の補正予算を見ますと、その差額4億7,267万円を繰り入れられました。さらにこの補正予算の中で、国民健康保険基金へ2億8,739万円積み立てがされました。それで、現在の国民健康保険基金の積立額は5億7,410万円となっております。私は、この予算審議の中でも、保険税が高過ぎる、値下げをすべきだということを要求してまいりました。現在の保険税を1人当たり1万円値下げをしますと、被保険者約1万5,000人ですから、1億5,000万円の財源があれば、単純計算ですけれども、できます。基金を活用すれば値下げができるのではないのでしょうか。

さらに、16年度の国保税の1人当たりの認定額を見ますと、現在の瑞穂市は9万741円でございます。これを県下の他都市と比べますと、けさ市民部長から県下の一覧表をもらいました。瑞穂市が一番高い額となっております。お隣の本巢市と比べますと、本巢市は7万4,279円、さらにまた近隣の山県市は7万7,324円ということで、近隣の市に比べても1万5,000円くらい高い保険税となっております。

この決算状況から見ても、値下げができる状況であったと私は判断します。保険税を値下げして未納を解決する、そういう手だてをとる必要があると考えます。そういう点から反対をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第70号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第71号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第71号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第78号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第78号平成16年度瑞穂市国民健康保険

事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第79号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第79号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時34分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第72号及び日程第26 議案第80号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長（土屋勝義君） 日程第25、議案第72号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと日程第26、議案第80号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 桜木ゆう子君。

文教常任委員長（桜木ゆう子君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまより文教常任委員会における議案審査の内容及び結果について御報告させていただきます。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第72号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会

計歳入歳出決算の認定について、議案第80号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についての、以上、議案2件であります。

審査の結果について申し上げます。

12月20日、文教常任委員会を巣南庁舎全員協議会室において開催し、付託されました議案について、市長並びに教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の内容及び結果を議案に沿って簡潔に申し上げます。

議案第72号につきましては、平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について認定を行うものであります。

平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計の歳入総額は2億6,259万202円であり、歳出総額は2億6,133万1,460円であります。したがって、実質の収支額は125万8,742円となります。

審査の中では、不納欠損額の内容と収入未済額の対応について質疑がなされました。

まず、不納欠損の内容については、旧穂積町、旧巣南町における平成10年度までの収入未済額を不納欠損額とした旨の説明がありました。

収納未済額の対応については、督促状の発送、学校への徴収依頼、職員の家庭訪問など、プライバシーや児童・生徒に配慮しながら行っている旨の説明がありました。今後、なお一層の努力をしていただくようお願いをいたしました。

また、給食の食材の納入について、毎月適正に入札が行われているかということの確認がなされました。

以上、慎重に審査した結果、議案第72号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第80号であります。平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ36万8,000円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,773万6,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の36万8,000円の増額補正、歳出については、給食事業費への36万8,000円の増額をするものであります。

慎重に審査した結果、議案第80号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が付託された2議案の審査内容及び結果についての報告であります。

なお、その他として、市長より、生津ふれあい広場の用地取得については、議会全員協議会で審議いただいた結果に基づき、整理回収機構と協議した結果、予算計上価格の5%低い1平方メートル当たり3万8,000円で話がついたので、今後、用地を取得する旨の報告がありました。

また、少人数学級、少人数指導について論議いたしました。

その後、文教常任委員会協議会に切りかえて協議をいたしました。生涯学習地域振興組織補助事業について、この事業の校区活動の状況及び課題について、教育長より説明を受け、その後、補助金の配分方法、事業内容及び会計経理のあり方について論議し、事務局に見直しの要望をいたしました。

なお、会議終了後、巢南中学校耐震補強工事の完了状況、本田小学校増築工事の進捗状況、生津ふれあい広場、犀川堤外地の視察を行いました。

以上、会議規則第39条第1項の規定により報告します。平成16年12月24日、瑞穂市議会文教常任委員会委員長 桜木ゆう子。

議長（土屋勝義君） これより議案第72号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第72号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第80号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第80号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第27、発議第9号WTO・FTA交渉に関する意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 議席番号6番 松野でございます。

WTO・FTA交渉に関する意見書について、私、松野藤四郎、賛成者、安藤由庸さんの2名でこの提案をいたします。

上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

めくっていただきますと、WTO・FTA交渉に関する意見書。

WTO農業交渉は、今後の交渉の前提となる大枠合意がなされたが、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられています。

農産物輸出国から要求されている上限関税の設定や高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などは、日本農業への打撃はもとより食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与える。また、一部の農産物輸出国が実施している国内農家への手厚い補助や輸出補助政策については改善されていない。

このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生・共存できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められている。

また、FTA交渉において東南アジア各国から農産物の貿易自由化が求められている。これまでも、工業製品の輸出自由化のために農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けてきた。

WTO及びFTAにおける農業分野の交渉にあたっては、農業の多面的機能の発揮と食料の

安全保障、各国の農業の共存と食料自給率向上が可能な貿易ルールの実現を強く求める。

よって、政府におかれては、下記事項について実現に向けた努力を求める。

1. WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながるものな
いよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・
共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。

2. 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。

3. 国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維
持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。

4. 行き過ぎたAMS（助成合計量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持
政策に関する適切な規律を確保すること。

5. 東アジア諸国とのFTA交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を
与え、WTO農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、絶対に行わないこと。

6. WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を
反映すること。以上でございます。

提出先は、内閣総理大臣及び農林水産大臣でございます。よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第9号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略した
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略する
ことに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号WTO・FTA交渉に関する意見書について採決いたします。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第9号は可決されました。

日程第28 発議第10号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第28、発議第10号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 議席ナンバー6番 松野でございます。

発議第10号について、意見書を提出します。

賛成者は安藤由庸さんでございます。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について。

上記議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書。

政府が現在検討している「新たな基本計画」は、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものである。先に出された「中間論点整理」では、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策について触れられていない。また、中間論点整理の施策課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていない。

これまで規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こす要因のひとつとして考えられることから、食の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要である。

基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながると考える。

よって、政府におかれては、下記事項について積極的な推進をはかれることを要望する。

1. 生産者と消費者の理解と協力のもと食料自給率引き上げ政策を推進すること。
2. 政策対象者となる担い手は、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置づけること。
3. 新たな経営安定対策は、耕作意欲を持てるよう本格的な所得補填策とすること。
4. 農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。また、構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。
5. 農家及び地域住民などを含めた農業資源保全の取り組みに対する支援策を導入すること。

6．環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。

7．現行の中山間直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

提出先は、内閣総理大臣と農林水産大臣でございます。よろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第10号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第10号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書についてを採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第10号は可決されました。

日程第29 発議第11号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第29、発議第11号30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺 徹でございます。

30人以下少人数学級の実現を求める意見書の提案をいたします。

賛成者に熊谷祐子さん、松野藤四郎さん、西岡一成さん、広瀬捨男さんの4名の賛同を得て、

提案をいたします。

提案の趣旨は、今、行き届いた教育を実現するために少人数学級をという声が大きく盛り上がり、さきの県議会へは23万人の署名が提出されております。

30人以下の少人数学級を実施するには多数の教員を増員しなければなりません。教員の給与は約半額を国が都道府県へ支出するという制度になっております。それで、これを実施するに当たって、国が財政補助をする必要から、国に財政補助を求める意見書でございます。

案文を朗読して、提案にかえます。

30人以下少人数学級の実現を求める意見書。

不登校、学級崩壊、青少年が加害者や被害者となる事件など、子どもと教育をめぐる課題は引き続き大きいものがあり、子どもたちが、人間らしく、豊かに生きることができる教育環境、生活環境を作ることが求められている。

生活と学習の場である学級規模を小さくし、子どもたち、あるいは子どもと教師との間をより密接な関係にし、なお一層行き届いた教育を進めることが必要である。

そのため、30人以下の少人数学級の実現が緊急の課題となっている。

よって、政府におかれては、「三位一体の改革」を推進するにあたり、30人以下の少人数学級が財政的に実現可能となる対応を求める。

提出先は、内閣総理大臣と文部科学大臣でございます。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第11号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 議長より発言の許可を得ましたので、議席番号3番 若園五朗でございます。

ただいま提出されました小寺議員の学校教育のあり方、あるいは国の三位一体の財政補助につきましても、十分理解します。子供たちが人間らしく、豊かに生きることができる教育環境・生活環境をつくるのが求められていることは大切なことだと思いますが、次のとおり反対の討論をさせていただきます。

その前に、国より17年度の予算編成概要が12月21日に発表されました。一つとして、現在、国の国庫補助負担の三位一体に伴う教育の関係も今後いろんな動きがございますので、慎重に、提案されたことにつきましても十分時間が必要だと私は思います。

2番目、30人学級についていろいろ議論の必要があるわけがございます。十分研究・調査する必要がございますので、この内容につきましても反対討論ということで御理解をお願いしたいと思います。

もう一度繰り返します。今回、提案されましたことにつきましても、三位一体、国の国庫補助の問題、まだ来年だけで解決することなく、幅広く動いております。十分調査・研究する必要があるということで反対させていただきます。

また、現在、県におきましては40人学級で行っています、二つの方法、少人数学級と少人数指導が行われています。少人数学級につきましては、来年度より、1年生につきまして35人、少人数指導につきましては、現在実施中でございます、1年生から6年生3教科、20人から25人という、国から県におきまして今こういうような動きのする中で、こういう趣旨で慎重に調査・研究するために反対討論をさせていただきました。私に御理解いただける方は賛同をお願いします。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、30人以下少人数学級の実現を求める意見書に賛成の立場で意見を述べます。

さきに新聞紙上で国際学力コンクールの結果が発表されました。これによって、日本の子供たちの学力が、読解力、科学的思考力、数学力、ともに大変落ちていることが明らかになりました。この原因を早々とゆとり教育の弊害・影響に求める声がありますが、ゆとり教育を見直し詰め込み教育に戻ること、詰め込み教育の弊害は既に指摘されています。ヨーロッパでは、早い段階から1クラス20人以下を実施しています。今回の国際学力コンクールでも、フィンランドが世界一となりました。そのレポートが新聞に載っていましたが、クラスの中で、できる子はできないところに駆け寄って教えるということが新聞に書かれていました。これは、少人

数だからこそできることだと思います。日本でも、少人数学級の実施は、多府県で既に実施されています。

日本の少子化は非常な勢いで進んでいます。資源の乏しい日本では、人間こそが資源です。財源の伴わない政策は、政策とは言えません。30人以下少人数学級の必要性を認めるならば、国に対して財源を確保するよう求めるこの意見書にぜひ賛成をよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番 浅野でございます。

いわゆるこの30人以下少人数学級については、慎重に審議をしていただくという若園議員からの提案はありましたが、私もそれに賛成です。と同時に、少人数学級、すなわち少子化に向けまして教職員が非常に余ってきますので、これはまことに都合のいい施策の一つになってくると思います。要は、今いろんな虐待事件とか起きておりますが、いわゆる教職員の資質の問題でありまして、学級を少人数でやることを必ずしもよしとはしないと私は解釈しますし、多くの教室で学習をするということは、集団生活を学習させるにも一番必要な事項だと思いますので、何学年のときに少人数にしてやるかとか、そういうもっと基本的なことを打ち出していただかないと、ただ少子化になって先生が余ってくるので、30人の少ない教室をつくって先生の職をつくるという考え方がこの裏側にあるような気もいたします。ぜひともこれは慎重に継続審議なり何らかにさせていただきまして、いわゆる先生の指導力の低下が一番あらわれているのがこの間発表がありました理科の読解力、数学の計算、相当世界の順位から、6位、7位と下がって非常に悪くなっているということ。それから、学級の中でクラスを崩壊させる行動をする、それをとめられない指導をしているような先生もお見えになりますので、これは慎重に審議していただくために、早急な可決は私は反対いたします。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてを採決します。

発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立少数です。したがって、発議第11号は否決されました。

日程第30 発議第12号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第30、発議第12号下水道整備促進特別委員会設置に関する決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） ただいま議題となりました発議第12号について御説明を申し上げたいと思います。

下水道整備促進特別委員会設置に関する決議についてということで提案をさせていただいております。

賛成者は、広瀬時男議員、同じく賛成者、西岡一成議員でございます。

それでは、下水道整備促進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、下水道整備促進特別委員会を設置するものとする。

名称といたしまして、1番目、下水道整備促進特別委員会。2としまして、設置の根拠でございます。地方自治法第110条及び委員会条例第6条によるものでございます。三つ目としまして事件でございますが、下水道整備事業でございます。四つ目といたしまして、目的でございます。市内各地域に適した下水道整備の手法及び整備促進の方策を調査・研究するというものでございます。五つとしまして、委員の定数としましては5人から8人以下でございます。

提出の理由といたしまして、下水道事業は、快適で潤いのある生活を営むだけでなく、祖先より受け継いだ美しい自然をそのまま子孫へ引き継ぐための重要な役割を果たすものでございます。県内の自治体の中におきましても下水道の整備がおくれている本市におきまして、その整備促進は急務であります。市内各地域に適した下水道整備の手法及び整備促進の方策を調査・研究する目的で下水道整備促進特別委員会の設置を求める決議を提出するものでございます。

皆さんの格別の御理解と御賛同をいただきますようお願いを申し上げて、提出の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第12号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 私は、下水道整備促進特別委員会設置に関する決議に対して反対したいと思います。

まず初めに、特別委員会と常任委員会との関係からいいまして、その理由が、まだ議会が、ことし新人の方も入ってされたばかりで、即座に促進するということじゃなくて、やはり常任委員会で十分審査しまして、所轄の委員会でどうしても必要であったならこういう委員会をつくるということが妥当ではないかと思っておるようなことで、時期尚早の感がしないでもない。

それから、常任委員会と特別委員会との関係というのは所轄の事務に関することが非常に多いので、常任委員会はどうしてもどこかに所属しなきゃならないのが議員であるので、まずもってその責任を果たすべきだと思いますし、それからその常任委員会とかの権限をやはり尊重すべきところがないと、それを軽視しますとどうなるかということになります。安易に設置することによって、後、中途半端な審議なり、調査に入るのではなからうかと思えます。そういうことで、特に今の段階では特別委員会は設置する余地がないというくらいに思っておりますし、特にこの委員会におきましては、環境の問題から入っていくべきだと思っておりますし、すべて地域の環境を我々が議員の中でもっと議論してから促進の委員会になるべきだと思いますので、反対したいと思っております。よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 議席番号2番、会派翔の会所属、篠田徹、賛成の立場から討論させていただきます。

今ほど棚瀬議員の方からお言葉がございましたが、下水道加入促進、設置促進、整備促進、いろんな言葉があろうかと思えますけれど、別府コミュニティーの普及率の低さをかんがみたときに、より専門的に、より深く調査・研究をし、加入促進に努め、また瑞穂市内各地域において、いみじくもおっしゃられましたように、環境、すなわち厚生にかかわる部分、下水道整備、産業建設にかかわる部分、また予算、総務にかかわる部分、また住民教育として文教にかかわる部分、すべての委員会に横断的にかかわる案件でございますので、より専門的に調査すべきと認識しつつ、この特別委員会設置に関する決議に賛成を表明させていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第12号下水道整備促進特別委員会設置に関する決議についてを採決いたします。
発議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第12号は可決されました。

お諮りします。発議第12号下水道整備促進特別委員会設置に関する決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、下水道整備促進特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、下水道整備促進特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 下水道整備促進特別委員の選任

議長（土屋勝義君） 追加日程第1、下水道整備促進特別委員の選任を議題にします。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時41分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。下水道整備促進特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、西岡一成君、広瀬捨男君、小寺 徹君、堀 孝正君、広瀬時男君の以上5人を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、下水道整備促進特別委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定いたしました。

これより下水道整備促進特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思えます。下水道整備促進特別委員は正・副議長室に参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。よろしくお願いをします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時51分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道整備促進特別委員会の委員長には堀孝正君、副委員長には広瀬時男君が決定しましたので、御報告いたします。

下水道整備促進特別委員長から、会議規則第 104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 2 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 追加日程第 2、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。下水道整備促進特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第31 発議第13号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第31、発議第13号地域防災対策特別委員会設置に関する決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番 小寺 徹君。

1 1 番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺でございます。

地域防災対策特別委員会設置に関する決議についてを提案いたします。

賛成者については、安藤議員と篠田議員の 2 名でございます。

さきの一般質問でも、防災問題に対して多くの皆さんから質問が出されておりました。そういう点で、地域防災が緊急の課題であるということで、特別委員会の設置について提案をさせていただきます。

案文を朗読して提案にかえます。

地域防災対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、地域防災対策特別委員会を設置するものとする。

名称は地域防災対策特別委員会、設置根拠につきましては、地方自治法第 110条及び委員会条例第 6 条、事件につきましては地域防災対策、目的につきましては、災害に強いまちづくりを調査・研究する。委員の定数については、5人以上8人以下にしたいと思います。

提案理由についてでございます。最近、1時間あたりの降水量が70mmを超える集中豪雨や台風、新潟中越地震をはじめとした自然災害が頻発している。

過去、大きな災害を受けてきた本市においては、これまで以上に治水対策及び地震対策に傾注することが重要である。災害発生直後の対応はもちろんのこと、災害を拡大しないよう、また、自然災害を人災にしないよう事前の対応も必要である。

地域防災対策は、市民の生命、身体及び財産を保護する極めて重要な問題であり、議会としても、災害に強いまちづくりを調査し、研究する必要があるので、地域防災対策特別委員会の設置を求める決議を提出するものである。

以上、提案いたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第13号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号地域防災対策特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

発議第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第13号は可決されました。

お諮りします。発議第13号地域防災対策特別委員会設置に関する決議についてが可決されま

したので、委員を選任する必要があります。そこで、地域防災対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、地域防災対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 地域防災対策特別委員の選任

議長（土屋勝義君） 追加日程第3、地域防災対策特別委員の選任を議題にします。

議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時04分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。地域防災対策特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、小寺徹君、堀孝正君、松野藤四郎君、熊谷祐子君、篠田徹君、安藤由庸君の以上6人を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、地域防災対策特別委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これより地域防災対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。地域防災対策特別委員は正・副議長室に参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時14分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

地域防災対策特別委員会の委員長には小寺徹君が、副委員長には松野藤四郎君が決定しましたので、御報告いたします。

地域防災対策特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 追加日程第4、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。地域防災対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第32 発議第14号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第32、発議第14号公共交通対策特別委員会設置に関する決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 議席番号3番 若園五郎、翔の会でございます。

議長の発言の許可を得ましたので、公共交通対策特別委員会設置に関する決議について御説明申し上げます。

提出者、若園五郎、賛成者、浅野楔雄議員、賛成者、安藤由庸議員でございます。

後にお手元の資料を御説明させていただきます。

提案理由としまして、穂積駅の乗降客は1日約1万8,000人であり、年々乗降客は増加の傾向にございます。こうした状況から、駅周辺の住環境整備と土地利用計画を明確にして整備する必要があります。瑞穂市に住んでよかったと市民が言えるようなまちづくり整備計画を策定するために委員会を設置します。具体的には、総合公共交通整備網計画、JR穂積駅周辺整備計画、駅設置の改善計画と新駅設置については設置できるか否かを十分検討し、あわせて第三セクターの樽見鉄道の存続を含めて調査・研究するものでございます。

具体的検討項目、一つ、駅周辺の都市計画道路の計画、2．駅自由通路整備計画、3番、国と県の補助を受けて駅・道路を整備する、4番、駅周辺の土地利用計画、5番、コミュニティーバスの今後の運用方法、6．樽見鉄道の存続か否か。もし廃止になった場合、美江寺駅・横屋駅の乗降客を今後どのようにしていくのか。7番、新駅設置についての検討、8番、大野町・安八町バス乗り入れに伴う停留所・待機場所の検討でございます。

今まで下水道整備促進特別委員会、地域防災対策特別委員会が設置されましたが、あくまで

もこの計画は5年、10年、20年の計画でございます。財政的な面も踏まえて、各委員会ができますけれども、そういう長期展望に立った財政計画を立てるための委員会設置でございます。

お手元の方の資料でございますけれども、御説明申し上げます。

公共交通対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、公共交通対策特別委員会を設置するものとする。

記、1.名称、公共交通対策特別委員会。2.設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3.事件、公共交通対策。4.目的、市内公共交通体系の将来像について調査・研究する。5番、委員の定数、5人以上8人以下。

提出の理由。市内には、JR東海道本線、樽見鉄道、岐阜バス及びコミュニティバスの公共交通機関が運行されています。

車社会となった現在、これら公共交通機関と機能的に結合する道路網整備や周辺地対策も含めた総合的な検討をする必要がある。

そこで、市内公共交通体系の現状と課題を調査し、実現可能な将来像を研究する目的で公共交通対策特別委員会の設置を求める決議を提出するものでございます。

御説明させていただきましてありがとうございます。提出趣旨を御理解いただきまして、多くの方の賛同をお願いします。必ずやり遂げます。お願いします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第14号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号公共交通対策特別委員会設置に関する決議について採決します。

発議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第14号は可決されました。

お諮りします。発議第14号公共交通対策特別委員会設置に関する決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、公共交通対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、公共交通対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 公共交通対策特別委員の選任

議長（土屋勝義君） 追加日程第5、公共交通対策特別委員の選任を議題にします。

議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時27分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。公共交通対策特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀孝正君、浅野楔雄君、広瀬時男君、若園五朗君、安藤由庸君、以上5人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、公共交通対策特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより公共交通対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。公共交通対策特別委員は正・副議長室に参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時35分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

公共交通対策特別委員会の委員長には若園五朗君が、副委員長には安藤由庸君が決定しましたので、御報告いたします。

公共交通対策特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉

会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第6 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 追加日程第6、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。公共交通対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第33 発議第15号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第33、発議第15号夢のまちづくり都市計画特別委員会設置に関する決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議長の発言の許可を得ましたので、発言させていただきます。

夢のまちづくり都市計画特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、夢のまちづくり都市計画特別委員会を設置するものとする。

名称、夢のまちづくり都市計画特別委員会、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、事件、夢のまちづくり都市計画、目的、夢のまちづくりをめざした計画について調査・研究する。委員の定数、5人以上8人以下。

提出の理由。地方分権や三位一体改革の推進が本格化してきている、現状を直視すれば瑞穂市についても早急に考える時点となってきている。つけ加えて新市誕生に伴う、2町の合併協議会においても検討されてきた経緯をもってしても、いまだ手をつけられた形跡すら見受けられないので提案するものである。

計画的な土地の再利用・潤いのある水辺の空間造り・緑豊かな空間造り等が当市に求められているのではないのでしょうか。

将来の瑞穂市発展のかぎは、この点に重点を置き、他の都市から見ても魅力ある都市として

受け入れられ、人口の増加、工業の発展、市の財政にも大きく影響してくると思います。

20年、30年先を見越した場合、人口の増加と財政の確保を図ることは避けて通れない道であり、経済の停滞している今が、市として打ち出す最善の時期と心得、提案いたします。

というのは、その根拠になりますのが、皆様方に配られました新市の主要施策、その中に快適な交流都市の創造、住みやすい環境都市の創造、安心できる健やかな都市の創造、心豊かな人づくりの都市の創造、人が触れ合える協働都市の創造、躍動する活力都市の創造、市民のための健全行政都市の創造と、アドバルーンがこのときに七つも上がっていますが、なかなか今見受けられないということでこれを提案させていただきましたし、今、行政の方で意識調査をして、間もなく全部その集計がまとまるという状況になってきておりますので、これを提案させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第15号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号夢のまちづくり都市計画特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

発議第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第15号は可決されました。

お諮りします。発議第15号夢のまちづくり都市計画特別委員会設置に関する決議については可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、夢のまちづくり都市計画特別

委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、夢のまちづくり都市計画特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 夢のまちづくり都市計画特別委員の選任

議長（土屋勝義君） 追加日程第7、夢のまちづくり都市計画特別委員の選任を議題にします。議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時47分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。夢のまちづくり都市計画特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、山田隆義君、浅野楔雄君、松野藤四郎君、広瀬時男君、若園五朗君、篠田徹君の以上6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、夢のまちづくり都市計画特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより夢のまちづくり都市計画特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。夢のまちづくり都市計画特別委員は正・副議長室に参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時55分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

夢のまちづくり都市計画特別委員会の委員長には浅野楔雄君が、副委員長には山田隆義君が決定しましたので、御報告いたします。

夢のまちづくり都市計画特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 追加日程第8、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。夢のまちづくり都市計画特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34 発議第16号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第34、発議第16号行財政改革特別委員会設置に関する決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 議席ナンバー14 広瀬捨男でございます。

ただいま議題となりました発議第16号行財政改革特別委員会設置に関する決議について、賛成者、西岡一成議員、山田隆義議員の賛同を得て、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をさせていただきます。

1．名称は、行財政改革特別委員会の設置。2．設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例6条によります。3．事件、行財政改革でございます。4番、目的は、地方分権化時代に対応した行財政改革について調査・研究をするものでございます。5．委員の定数、5人以上8人以下。

提出の理由について申し上げます。

地方分権の主な担い手である市町村は事務・事業等の移譲によって事務量が増加することが予想されるなか、高齢化社会の進展、景気の低迷、三位一体改革の推進などで、財源不足も危惧されるところであります。

一方、地方分権時代を迎え、市が行う事務・事業も「創造、選択の時代」となっておりまいりました。限られた財源のなか、自己の決定権と自己責任の重さを自覚し、簡素で効率的な地方行政体制を実現することは、喫緊の課題でございます。

そこで、地方分権化時代に対応した行財政改革について調査・研究する目的で行財政改革特別委員会の設置を求め、決議を提出するものでございます。

皆さんの格別の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第16号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第16号行財政改革特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

発議第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第16号は可決されました。

お諮りします。発議第16号行財政改革特別委員会設置に関する決議についてが可決されたので、委員を選任する必要があります。そこで、行財政改革特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、行財政改革特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

追加日程第9 行財政改革特別委員の選任

議長（土屋勝義君） 追加日程第9、行財政改革特別委員の選任を議題にします。

議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時08分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。行財政改革特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、山田隆義君、西岡一成君、広瀬捨男君、熊谷祐子君、広瀬時男君、若園五朗君、篠田徹君、安藤由庸君の以上8人を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、行財政改革特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより行財政改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思えます。行財政改革特別委員は正・副議長室に参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時15分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政改革特別委員会の委員長には広瀬捨男君が、副委員長には熊谷祐子君が決定しましたので、報告をいたします。

行財政改革特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

追加日程第10 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 追加日程第10、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。行財政改革特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく、議事の都合により休憩をいたします。

休憩 午後 4 時16分

再開 午後 4 時25分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35 議員派遣について

議長（土屋勝義君） 日程第35、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第 161条の規定により提出しております。

内容については、三重県議会の議会改革推進会議が主催されるシンポジウムに参加するため、三重県四日市市に議会活性化策が論議された草津市議会の状況を調査・研究するため、滋賀県草津市市役所に、平成17年 1月17日から 2日間、議員全員を派遣したくと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については決定いたしました。

お諮りします。西岡一成君ほか 2人から発議第17号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第17号を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第11 発議第17号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 追加日程第11、発議第17号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

発議第17号松野幸信市長に対する問責決議について、提案をさせていただきたいと思います。賛成者は、小寺 徹議員、熊谷祐子議員でございます。

案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

松野幸信市長に対する問責決議。

松野幸信市長名義の別府1182番地 1の土地に係る固定資産税の減免手続きの書類については、昭和53年 3月18日付の松野幸信氏名義の減免申請書 1通、同じく松野幸信氏名義の証明願 1通があるだけである。それ以降は減免申請書が出されていない。その事実は、西岡一成議員が去

る6月29日に情報公開請求をし、7月16日公開された文書が前記の昭和53年3月18日付の減免申請書と添付資料の証明願それぞれ1枚しか存在しなかった事実からも明らかである。

そもそも瑞穂市税条例第71条第2項は、「前項の規定によって固定資産の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。」と規定している。又、市税条例第66条には次の規定がある。「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日」であり、納期限も毎年4期に分け、「第1期は4月10日から同月30日まで、第2期は7月1日から同月31日まで、第3期は12月1日から同月25日まで、第4期は翌年2月1日から同月末日まで」となっている。

つまり、減免の申請書は1回だけ提出すればそれ以降は提出する必要がないとの条文はどこにもない。毎年、「固定資産の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、(所定の)事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない」ことを市税条例は義務づけ、合併前は穂積町長に同様の書類を提出しなければならなかったのである。いずれにせよ、市税条例第71条第2項は、係る手続きを行なうことが固定資産税減免の必須の要件として規定しているのである。

しかるに、松野幸信市長は同条例に違反して、係る手続きを行なっていなかったのである。従って、条例に照らせば松野幸信市長には当然、固定資産税を支払う義務があり、係る手続きを行っていなかった約26年間の固定資産税を支払わなければならないことになる。

百歩譲ったとしても、松野幸信現市長が穂積町長に就任した時点から今日までの期間分については、自らが町長及び市長という行政の最高責任者に就いていたわけであり、その期間分については、最低でも納税すべきである。一般の地権者と同じく行政の指導責任を問うだけでは済まされない。自らが行政の最高責任者でありながら、その立場を省みず行政の責任を云々するのは筋違いである。

ところが、今議会においても松野幸信市長は、自らの給与月額を3カ月間、1割減給すると条例案を提出したが、その処分は「管理者としての責任に対するものであり、自らの問題に対するものではない。それは、処分とは別の問題」との趣旨の答弁をしている。又、「苦慮している」とも答弁している。要するに、本件は9月定例議会で西岡一成議員が指摘して3カ月が経過しているにもかかわらず、なお今日においても松野幸信市長は、自らの条例違反に対する責任の取り方をあいまいにしたまま先送りしようとしているのである。これでは、行政の最高責任者としての資質を疑うほかはない。住民に対しては、条例の遵守を求める行政の最高責任者自らが、法規範を蹂躪して何らの責任もとらない。こういう住民をなめた態度をとり続けていたのでは、住民の行政に対する信頼が大きく損なわれるようになるのは必定である。

一方で松野幸信市長は、「(手続きをしていなければ)当然、納税をすべき」とも答弁してい

る。本当にそう考えているのであれば、住民に対するケジメをつける意味でも、穂積町長であった期間分を含めた固定資産税を支払うべきである。

いずれにせよ、瑞穂市議会は瑞穂市民の代弁者として、公平かつ公正で民主的な市政を築き上げる立場から、今日に至ってもなお、条例違反に対する自らの責任を果たそうとしない松野幸信市長の道義的・政治的責任を厳しく問うものである。

以上、決議する。平成16年12月24日、岐阜県瑞穂市議会。以上であります。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第17号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 西岡議員にちょっと質問したいと思います。

今、松野市長の問責決議の案を見ておりますと、非常に厳しい仕打ちであると思います。今、固定資産税はどの状態もそうなんですけれども、課税客体が、やはり建築法違反とかいろんなものがあっても現況把握されているということですね。現況把握されて税を出しているということです。それから、今、市長の土地は、私どもの町内でございますが、自治会もそうですが、公共性に準ずるものに貸していると。そういう観点から、本当に税金を市長が払ってもいいかどうか、私はいつも疑問に思うんですが、その辺のところをちょっとお答えいただきたいと思います。

それと、そういう面で情状酌量の余地がないのか、一遍その考え方を御質問したい。よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 問題は、現状を把握しているからとか、公共性に準じているからとか、そういうことを問題にしているわけではないのです。市税条例に違反をしているかどうか、条例に基づいた手続をしているかどうか。そのことを発言をしてきたわけでありまして、そして今回の決議も同様の趣旨で提案をさせていただいておるわけでありまして。簡単ではありませんけれども、以上であります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 条例違反だけで税を支払っていただくということになりますと、すべてが大きな問題になると思うんです。公選法の問題も出てくるし、いろんな面で大変なことだと思います。それで、固定資産の減免を受けた者は、その事由が消滅した後についても申告されていなかったということで、事務局はどうだったかということですね。そういうものを指導していないんですね。市長だからどうということじゃないけど、そういう状態の事務局であったということですね。それから納税を出す書類も出していなかった、その指導もしていなかったということで、ただ責任者だからどうということじゃなくて、それで納税が切られておればすぐ納税されておったという問題もあると思うんです。その辺のところ、どうでしょうかね。

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 論点がちょっと違うと思うんですね。問題は、指導しなかったというんだけど、指導する側の張本人が条例に定められた減免申請の手続をしてなかった、そのことが基本的に問題なわけなんです。ですから、一番最初の問題も、そして今の発言も、私はちょっと論点が違うと思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小川君。

10番（小川勝範君） 議席番号10番でございます。西岡議員に質問をいたします。

仮に市長がお金を払った場合、この案件については24件なんですね。あとの23件はどうされますか。以上。

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まことに、今、小川議員が御質問したことが先ほどの棚瀬議員の質問とかみ合ってくるわけでありまして。私は、一般の地権者については、まさに行政に対して、固定資産税についての減免の申請の条文がかくかくあって、それに従って指導しなかったということの責任を問うのは御無理ごもつもの話もあると思うんですね。ところが、これもまた同様に問題なのは、みずからが指導する立場にあるわけなんです。それが最低、期間として穂積町長のときから今日の市長の期間までそういう立場にあるんです。ですから、そういう立場として、やはり条例を守るというけじめをつけていかなければ、それこそ今のような一般の地権者に対してもけじめはつかないし、もっと言うと全体的な住民に対しても説得力を持ち得ないであろうというふうに考えております。この考えは変わりません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 藤橋礼治君。

12番（藤橋礼治君） 12番 藤橋礼治でございます。

私も西岡議員にお尋ねしますが、もし固定資産税を払った場合には、今度また選挙違反の方法で言われると思いますので、その点お聞きしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 選挙違反の方でということですが、まず選挙違反の前提から言うならば、町内会に無償でみずからの土地を貸すということ自体が公職選挙法違反の罰則規定があるわけでありまして。8月末をもって町内会への対応はやめられたということでありましてから、今日の状況においては公職選挙法違反の状況はないということなんです。

藤橋議員の御質問ですけれども、それは、市長が払うということを引ききって決断をして、しかるべき措置を行政の側で考えていただく。さらに、百歩譲っても、払う方法はいろいろあるんです。いろんなやり方がある。ただ問題は、それを払うという腹を固めて、実行するというのをきちっとやられるかどうかなんです。それさえやれば方法は幾らでもあります。そういう問題であります。本人が支払うということになれば、別にクリアできる問題だと思えます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 松野市長に対する問責決議に対しては、反対の立場から討論したいと思えます。よろしくお願ひします。

固定資産税の減免の問題は、市長自体が認識不足というところ、やっぱり一般にこの条例までは深くかわり合いがわからなかったと。だから、事務局から税金を出されてから出すという。それから、事務局はどちらにいたしましても現況把握で、一遍申請されたらその後すべてそのような減免の方向に持っていったということで、そこで条例違反ということは後でわかって、認識がなかったわけですが、ともかくこれは自治会もそうですけれども、町内会もそこで十分ゲートボールとかの設備をつくったり、それから町内のお日待ちとか左義長とか、いろんなものすべてあそこで公共に類して使っていたということで、まずもって公共性のある土地ということで自治会の方では思っておったようでございますので、公共性に準じて情状酌量の余地はあるというふうに思っておりますので、これに対しては反対をしたいと思えます。

皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、松野幸信市長に対する問責決議に賛成の立場で意見を述べます。

問責決議の詳しい理由は、ただいまの西岡一成議員の文に書かれていますが、私は次の3点でこれに賛成いたします。

まず第1に、本日、議案第85号で執行者としての責任に対する措置が提案決議されました。しかし、これは単なる執行部の責任についてであり、執行の最高責任者としての責任という内容ではありません。人間過ちはだれにでもあるものであり、ましてみずから意図・認識していなかった過ちというのは、長く生きていれば必ずあるものです。しかし、みずから意図・認識していなかった過ちについても、大人であればわかった時点では責任をとらざるを得ません。まして最高執行責任者となれば、その意味からも責任をとるべきであると思います。

2点目、私は議員になってまだ半年しかたっておりませんが、議員の責務というのは執行部に対する監視役というふうに学んできました。この責務を果たす意味からも、この問責決議に賛成いたします。

3点目、市政の最高執行責任者である松野市長に対しては、市民からの信頼をつなぎとめるということは重大なことです。最初に述べましたように、責任をしっかりとって、みずから意図した過ちではなかったとしても、後からわかった場合には潔く責任をとるというふうになさった場合には、市民からの信頼をつなぎとめられるものと私は思います。

以上、問責決議に対して、私の賛成の理由を3点述べさせていただきました。皆様の御賛同をよろしく願います。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第17号松野幸信市長に対する問責決議について採決します。

発議第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成16年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後4時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年12月24日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 小寺徹

議員 藤橋礼治